平成２２年（フ）第５７１８号
大阪市西成区玉出中１丁目７番３―108号
債務者　北川　国樹
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８５４号
大阪市鶴見区鶴見４丁目８番24号503
債務者　長谷川浩二
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９０５号
大阪市平野区瓜破１丁目７番43号
債務者　岡添　裕美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９０６号
大阪市平野区瓜破３丁目３番23号、住民票上の住所大阪市平野区瓜破３丁目１番６号
債務者　森田　和樹
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９９０号
大阪府箕面市箕面６丁目５番２―403号
債務者　森　　弥生
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０３８号
大阪府東大阪市長田１丁目６番７号
債務者　杉原まや子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０４９号
大阪府枚方市小倉町24番３号
債務者　清杉　騏一
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１１５号
大阪市東淀川区上新庄３丁目１番３―812号
債務者　山本　淳子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１６１号
大阪市浪速区幸町３丁目８番９号　酒井ビル401号
債務者　太田　裕子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２４１号
大阪府吹田市泉町４丁目12番12号
債務者　山下　眞司
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３５５号
大阪府東大阪市楠根１丁目12番４―304号
債務者　武知　要喜
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３９２号
大阪府寝屋川市高宮あさひ丘27番10号
債務者　伊藤久美子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４０２号
大阪府東大阪市小若江４丁目７番１号
債務者　秋山　正一
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４９９号
大阪府豊中市長興寺南１丁目６番26―102号
債務者　芝山　千帆
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５０４号
大阪府吹田市寿町２丁目11番６号
債務者　松岡　　淳
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５１３号
大阪府交野市妙見坂１丁目27番11号
債務者　古澤　圭子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５１４号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目16番21号
債務者　相馬紀美子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５１５号
大阪市中央区松屋町２番４―607号
債務者　村上　佳子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部